

津市告示第149号

下記の者に対する配当計算書、充当通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び津市市税条例第18条により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管してありますから、出頭の上、受領してください。

平成18年3月27日

津市長 松田直久

記

公示送達を受けるべき者の住所	公示送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

(平成18年3月27日 掲示済)

津市告示第 150 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 3 月 27 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 18 年 3 月 27 日
- 2 保管期間 撤去日より 180 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 3 月 27 日 揭示済）

津市告示第 1 5 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 2 8 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 2 8 日 掲示済）

津市告示第 1 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 9 年河芸町告示第 1 1 1 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 3 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

東千里自治会

三重県津市河芸町東千里 3058 番地 40

代表者 後藤 伍男

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	後藤 伍男 三重県安芸郡河芸町大字東千里 3058 番地 40
	変更後	後藤 伍男 三重県津市河芸町東千里 3058 番地 40
事務所の 所在地	変更前	三重県安芸郡河芸町大字東千里 759 番地
	変更後	三重県津市河芸町東千里 759 番地

地 縁 に よ る 団 体 の 区 域	
変 更 前	変 更 後
三重県安芸郡河芸町大字東千里 及び大字上野の一部で別紙位置 図に定める地域	三重県津市河芸町東千里及び上 野の一部で別紙位置図に定める 地域

3 変更の年月日

平成 1 8 年 3 月 2 6 日

4 変更の理由

市町村合併による住所の表示の変更

(平成18年3月29日 揭示済)

津市告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月29日

津市長 松 田 直 久

- 1 路線名 5 東千里千里ヶ丘線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市河芸町東千里200番1 津市河芸町東千里200番1	旧	12.4 ～ 12.4	46.0
津市河芸町東千里200番1 津市河芸町東千里200番1	新	29.6 ～ 33.3	46.0

（平成18年3月29日 揭示済）

津市告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年3月29日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
5	東千里千里ヶ丘線	津市河芸町東千里200番 1	平成18年 3月29日
		津市河芸町東千里200番 1	

(平成18年3月29日 揭示済)

津市告示第 1 5 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 2 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 2 9 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 2 9 日 掲示済）

津市告示第 156 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 18 年 3 月 30 日
- 2 保管期間 撤去日より 180 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 3 月 30 日 揭示済）

津市告示第 1 5 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 3 月 3 1 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 3 月 3 1 日 掲示済）

津市告示第158号

地方自治法第243条の3第1項及び津市財政公表条例第3条の規定により平成18年2月28日現在の財政事情を次のとおり公表します。

平成18年3月31日

津市長 松田直久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出暫定予算の執行状況
- 2 一般会計暫定予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況

なお公表内容については、平成18年1月1日の市町村合併により、平成18年1月1日から3月31日までの、3ヶ月間の暫定予算における財政状況を公表しています。

1 会計別歳入歳出暫定予算の執行状況

平成18年2月28日現在

(単位:千円)

会 計 名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一 般 会 計	33,067,607	14,280,938	43.2%	33,067,607	7,935,649	24.0%
モーターボート競走事業特別会計	11,801,363	6,844,197	58.0%	11,801,363	6,101,394	51.7%
国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)	7,894,671	3,236,655	41.0%	7,894,671	3,953,896	50.1%
国民健康保険事業特別会計 (直営診療施設勘定)	15,426	5,976	38.7%	15,426	3,042	19.7%
介護保険事業特別会計	5,791,221	2,402,994	41.5%	5,791,221	2,678,200	46.2%
老人保健医療事業特別会計	7,445,453	4,003,398	53.8%	7,445,453	4,565,350	61.3%
風力発電事業特別会計	48,992	45,794	93.5%	48,992	1,856	3.8%
簡易水道事業特別会計	1,001,665	11,806	1.2%	1,001,665	43,668	4.4%
農業集落排水事業特別会計	220,429	38,998	17.7%	220,429	15,820	7.2%
土地区画整理事業特別会計	687,101	0	0.0%	687,101	459,033	66.8%
下水道事業特別会計	9,448,479	630,878	6.7%	9,448,479	738,651	7.8%
住宅新築資金等貸付事業特別会計	205,701	146,840	71.4%	205,701	13,877	6.7%
棕本財産区特別会計	292	292	100.0%	292	0	0.0%

2 一般会計暫定予算の収入及び目的別支出状況

平成18年2月28日現在

(1) 収 入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	比率 (B/A) %
1 市 税	9,189,205	5,607,585	61.0%
2 地 方 譲 与 税	903,300	0	0.0%
3 利 子 割 交 付 金	95,000	0	0.0%
4 配 当 割 交 付 金	25,000	0	0.0%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	583,682	0	0.0%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	102,000	0	0.0%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	316,000	0	0.0%
9 地 方 交 付 税	800,000	77,798	9.7%
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,674	0	0.0%
11 分 担 金 及 び 負 担 金	652,429	352,733	54.1%
12 使 用 料 及 び 手 数 料	525,476	356,503	67.8%
13 国 庫 支 出 金	4,073,778	450,228	11.1%
14 県 支 出 金	2,404,848	189,234	7.9%
15 財 産 収 入	35,240	12,460	35.4%
16 寄 附 金	244	165	67.6%
17 繰 入 金	1,927,806	0	0.0%
18 諸 収 入	7,410,225	7,234,232	97.6%
19 市 債	3,936,700	0	0.0%
合 計	33,067,607	14,280,938	43.2%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	80,775	36,360	45.0%
2 総 務 費	5,218,390	2,078,148	39.8%
3 民 生 費	6,395,274	2,392,950	37.4%
4 衛 生 費	3,056,284	962,749	31.5%
5 労 働 費	14,892	2,675	18.0%
6 農 林 水 産 業 費	1,645,828	130,896	8.0%
7 商 工 費	375,376	179,130	47.7%
8 土 木 費	4,330,453	518,637	12.0%
9 消 防 費	908,445	423,249	46.6%
10 教 育 費	4,318,663	1,153,219	26.7%
11 災 害 復 旧 費	160,315	14,373	9.0%
12 公 債 費	6,449,799	2,250	0.0%
13 諸 支 出 金	83,113	41,013	49.3%
14 予 備 費	30,000	0	0.0%
合 計	33,067,607	7,935,649	24.0%

3 市債の状況

平成18年2月28日現在

会 計 別	区 分	18年2月28日現在未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一 般 会 計	総 務	4,560,259	4.0%
	民 生	6,241,169	5.4%
	衛 生	13,576,406	11.8%
	農 林 水 産 業	1,987,385	1.7%
	商 工	763,122	0.7%
	土 木	38,113,040	33.1%
	消 防	2,471,746	2.1%
	教 育	16,055,006	14.0%
	減 税 補 て ん 債	353,284	0.3%
	臨 時 減 収 補 て ん 債	272,804	0.2%
	住 民 税 等 減 税 補 填 債	11,463,391	10.0%
	臨 時 財 政 対 策 債	18,948,158	16.5%
	そ の 他	278,553	0.2%
	計	115,084,323	100%
特 別 会 計	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走	6,389,526	7.0%
	国 民 健 康 保 険	9,500	0.0%
	風 力 発 電	323,975	0.4%
	簡 易 水 道	4,410,338	4.9%
	農 業 集 落 排 水	5,632,673	6.2%
	土 地 区 画 整 理	612,803	0.7%
	下 水 道	71,747,100	79.2%
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	1,514,529	1.7%
	計	90,640,444	100%
合 計		205,724,767	

平成18年2月28日現在 一時借入金 〇千円

4 基金の状況

平成18年2月28日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	10,432,582
減 債 基 金	3,139,630
退 職 手 当 積 立 基 金	3,267,671
文 化 振 興 基 金	211,641
国 際 交 流 基 金	217,521
緑 化 基 金	115,938
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	181,884
津 市 ふ る さ と 振 興 基 金	940,099
土 地 開 発 基 金	2,233,989
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 基 金	60,095
モータボート競走事業財政調整基金	1,401,138
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	742,563
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	8,591
椋 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	20,602
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	0
合 計	22,973,944

5 市有財産の状況

平成18年2月28日現在

有 価 証 券	3,731,752千円
自 動 車	709台
建 物	1,090,008㎡
土 地	17,109,579㎡
土地開発基金 (土 地)	253,250㎡

6 人口・世帯数・面積の状況

平成18年2月28日現在

人 口	292,562人
世 帯 数	116,368世帯
面 積	710.81㎡

(平成18年3月31日 揭示済)

津市公告第 16 号

平成 18 年 3 月 17 日、次のとおり狂犬病予防法第 6 条第 1 項の規定により
犬を抑留しました。

平成 18 年 3 月 17 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留期間 平成 18 年 3 月 22 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑	白黒	オス	中	不明	

2 公示期間 平成 18 年 3 月 17 日から平成 18 年 3 月 22 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津地方県民局保健福祉部衛生指導グループ

電話 059-223-5191

(平成 18 年 3 月 17 日 揭示済)

津市公告第 17 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 22 日

津市長 松 田 直 久

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画臨港地区
津松阪港臨港地区
津都市計画区域区分
- 2 縦覧場所
津市都市計画部都市計画課

（平成 18 年 3 月 22 日 揭示済）

津市公告第 18 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 3 月 23 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 18 年 3 月 16 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大字藤方字茨ク子 1655-2、1656
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市大字藤方 1096
飯田 悟

（平成 18 年 3 月 23 日掲示済）

津市公告第 19 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 に基づき、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 27 日

津市長 松 田 直 久

1 都市公園の名称及び位置並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	供用開始の期日
上浜北公園	津市上浜町五丁目 6 9 番地 4 3	平成 18 年 4 月 1 日
なぎさまち緑地	津市なぎさまち 1 番地 6	平成 18 年 4 月 1 日
青ば坂公園	津市久居持川町 2 2 9 0 番 地 1 1	平成 18 年 4 月 1 日
春日丘公園	津市久居小野辺町 6 6 6 番 地 1 0	平成 18 年 4 月 1 日
烏木北公園	津市久居烏木町 3 8 7 番地 1 9	平成 18 年 4 月 1 日
北口一丁田北公園	津市久居北口町 2 6 9 4 番 地 2 7	平成 18 年 4 月 1 日
北口一丁田南公園	津市久居北口町 2 6 9 8 番 地 1 5	平成 18 年 4 月 1 日
北口北公園	津市久居北口町 5 2 1 番地 1 8	平成 18 年 4 月 1 日
北口南公園	津市久居北口町 5 2 1 番地 3 0	平成 18 年 4 月 1 日
桜が丘北公園	津市久居桜が丘町 1 7 0 7 番地 7 0	平成 18 年 4 月 1 日
桜が丘西公園	津市久居桜が丘町 1 7 1 1 番地 1 3 0	平成 18 年 4 月 1 日
桜が丘東公園	津市久居桜が丘町 1 7 3 0 番地 1 2 6	平成 18 年 4 月 1 日

都市公園の名称	位 置	供用開始の期日
桜が丘南公園	津市久居桜が丘町 1 9 0 0 番地 3 2	平成 1 8 年 4 月 1 日
里ノ内西公園	津市川方町 4 7 6 番地 1 0	平成 1 8 年 4 月 1 日
里ノ内東公園	津市川方町 3 4 2 番地 3	平成 1 8 年 4 月 1 日
新町三角公園	津市久居新町 2 8 1 9 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
飛岡公園	津市久居新町 2 8 7 4 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
中町東公園	津市久居中町 2 8 6 番地 2 4	平成 1 8 年 4 月 1 日
西馬場山公園	津市牧町 2 8 2 番地 1 8	平成 1 8 年 4 月 1 日
ニューファクトリー公園	津市戸木町 8 5 0 1 番地 3	平成 1 8 年 4 月 1 日
野村池尻公園	津市久居野村町 2 0 1 1 番 地 2 7	平成 1 8 年 4 月 1 日
野村池田公園	津市久居野村町 3 7 2 番地 3 1 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
野村小公園	津市久居野村町 6 0 6 番地 4 4	平成 1 8 年 4 月 1 日
野村八丁公園	津市久居野村町 7 5 2 番地 9	平成 1 8 年 4 月 1 日
野村東生子公園	津市久居野村町 8 9 3 番地 3 2	平成 1 8 年 4 月 1 日
ハーモネート公園	津市久居新町 6 2 5 番地 1 8	平成 1 8 年 4 月 1 日
ハイタウン公園	津市久居新家町 2 2 0 0 番 地 4	平成 1 8 年 4 月 1 日
ピーチ公園	津市川方町 5 3 2 番地 4 2	平成 1 8 年 4 月 1 日

都市公園の名称	位 置	供用開始の期日
バイオガーデン新町公園	津市久居新町 2 1 1 5 番地 7 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
東さくらが丘ひだまり公園	津市小野辺町 2 0 0 9 番地 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
東さくらが丘ほほえみ公園	津市小野辺町 2 0 2 9 番地 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
東出北公園	津市久居元町 1 8 3 8 番地 3 3	平成 1 8 年 4 月 1 日
東出中央公園	津市久居元町 2 5 0 6 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
東出西公園	津市久居元町 1 9 6 8 番地 2 0	平成 1 8 年 4 月 1 日
東出東公園	津市久居元町 1 8 1 9 番地 1 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
東出南公園	津市久居元町 2 5 4 2 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
久居第 2 団地公園	津市久居野村町 4 3 0 番地 4 2	平成 1 8 年 4 月 1 日
久居団地西公園	津市久居野村町 3 7 2 番地 2 2 0	平成 1 8 年 4 月 1 日
久居団地東公園	津市久居野村町 3 7 2 番地 2 0 3	平成 1 8 年 4 月 1 日
久居団地南公園	津市久居野村町 3 7 2 番地 1 0 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
ヒルズガーデン西公園	津市戸木町 5 6 2 5 番地 3	平成 1 8 年 4 月 1 日
ヒルズガーデン東公園	津市戸木町 5 6 3 9 番地 2 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
藤ヶ丘公園	津市久居藤ヶ丘町 2 6 5 6 番地 7 9	平成 1 8 年 4 月 1 日
丸永公園	津市久居持川町 2 2 1 6 番 地 1 6	平成 1 8 年 4 月 1 日

都市公園の名称	位 置	供用開始の期日
持川苑公園	津市久居持川町 2 2 5 3 番 地 4 2	平成 1 8 年 4 月 1 日
持川公園	津市久居持川町 2 2 5 3 番 地 2 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
脇田山西公園	津市久居小野辺町 1 4 8 2 番地 5 7	平成 1 8 年 4 月 1 日
脇田山東公園	津市久居小野辺町 1 4 5 4 番地 1 2 5	平成 1 8 年 4 月 1 日
影重都市公園	津市河芸町影重 9 4 6 番地 3	平成 1 8 年 4 月 1 日
下芦原公園	津市河芸町上野 5 7 0 番地 2 2	平成 1 8 年 4 月 1 日
新上野北公園	津市河芸町上野 3 3 3 9 番 地 1 3 0	平成 1 8 年 4 月 1 日
千里ヶ丘第 2 公園	津市河芸町千里ヶ丘 5 6 番 地 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
千里ヶ丘第 3 公園	津市河芸町千里ヶ丘 8 7 番 地	平成 1 8 年 4 月 1 日
千里ヶ丘第 4 公園	津市河芸町千里ヶ丘 2 6 番 地	平成 1 8 年 4 月 1 日
千里ヶ丘第 5 公園	津市河芸町千里ヶ丘 2 1 番 地	平成 1 8 年 4 月 1 日
千里ヶ丘第 6 公園	津市河芸町千里ヶ丘 2 番地	平成 1 8 年 4 月 1 日
千里ヶ丘第 7 公園	津市河芸町千里ヶ丘 8 2 番 地 6	平成 1 8 年 4 月 1 日
浜田公園	津市河芸町浜田 4 4 7 番地 6	平成 1 8 年 4 月 1 日
東上野西公園	津市河芸町上野 5 9 6 番地 1 0	平成 1 8 年 4 月 1 日
東上野東公園	津市河芸町上野 1 1 6 8 番 地 4 4	平成 1 8 年 4 月 1 日

都市公園の名称	位 置	供用開始の期日
東上野南公園	津市河芸町上野 1 1 6 8 番地 4 9	平成 1 8 年 4 月 1 日
三行工業団地公園	津市河芸町三行 2 1 8 1 番地 7	平成 1 8 年 4 月 1 日
杜の街かえで西公園	津市河芸町杜の街一丁目 1 9 番地 1 0	平成 1 8 年 4 月 1 日
杜の街かえで東公園	津市河芸町杜の街一丁目 1 9 番地 7	平成 1 8 年 4 月 1 日
杜の街くすのき公園	津市河芸町杜の街一丁目 9 番地 1 3	平成 1 8 年 4 月 1 日
杜の街せせらぎ公園	津市河芸町杜の街一丁目 1 9 番地 1	平成 1 8 年 4 月 1 日
殿町子供の遊び場	津市芸濃町棕本 4 1 0 番地 2 0	平成 1 8 年 4 月 1 日
豊久野公園	津市芸濃町棕本 3 6 5 3 番地 9	平成 1 8 年 4 月 1 日
棕の樹公園	津市芸濃町棕本 8 2 1 番地 4	平成 1 8 年 4 月 1 日
新道公園	津市芸濃町棕本 4 4 2 2 番地 7	平成 1 8 年 4 月 1 日

2 関係図書の縦覧場所

津市都市計画部公園緑地課

(平成 1 8 年 3 月 2 7 日 揭示済)

津市公告第 20 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業 4・4・4 岩田池公園の変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 30 日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

津市西丸之内 23 番 1 号

津市都市計画部公園緑地課

（平成 18 年 3 月 30 日 揭示済）

津市公告第 2 1 号

三重県知事による津都市計画公園事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 1 8 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 施行者の名称
津 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
4 ・ 4 ・ 4 岩田池公園
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内 2 3 番 1 号
- 4 事業施行期間
平成 4 年 6 月 2 6 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

（平成 1 8 年 3 月 3 0 日 揭示済）

津市公告第 2 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より安濃都市計画公園事業 5 ・ 5 ・ 1 安濃中央総合公園の変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成 1 8 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市都市計画部公園緑地課

（平成 1 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済）

津市公告第 2 3 号

三重県知事による安濃都市計画公園事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 1 8 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 施行者の名称

津 市

2 都市計画事業の種類及び名称

安濃都市計画公園事業

5 ・ 5 ・ 1 安濃中央総合公園

3 事務所の所在地

津市西丸之内 2 3 番 1 号

4 事業施行期間

昭和 5 7 年 1 1 月 1 6 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

(平成 1 8 年 3 月 3 0 日 揭示済)

津市公告第 2 4 号

三重県知事による津都市計画下水道事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 1 8 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

1 施 行 者 の 名 称

津市

2 都 市 計 画 事 業 の 種 類 及 び 名 称

津都市計画下水道事業

津市単独公共下水道（中央処理区）

3 事 務 所 の 所 在

津市西丸之内 2 3 番 1 号

4 事 業 施 行 の 期 間

昭和 4 3 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

5 事 業 地

（ 1 ） 収 用 の 部 分

変更なし

（ 2 ） 使 用 の 部 分

昭和 4 3 年建設省告示第 1 9 0 6 号、昭和 4 5 年三重県告示第 7 6 8 号、昭和 5 0 年三重県告示第 9 8 号、昭和 5 7 年三重県告示第 1 7 8 号、昭和 6 3 年三重県告示第 1 4 3 号、平成 7 年三重県告示第 2 2 4 号及び平成 1 2 年三重県告示第 5 9 4 号の事業地になぎさまちを加える。

（平成 1 8 年 3 月 3 0 日 掲 示 済）

津市公告第 2 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業津市単独公共下水道の変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成 1 8 年 3 月 3 0 日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道部下水道管理課

（平成 1 8 年 3 月 3 0 日 揭示済）

津市公告第 26 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により津市森林整備計画を樹立したので、同法第 10 条の 5 第 8 項の規定により次のとおり公表し、当該市町村森林整備計画を縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

1 縦覧場所

津市役所農林水産部林業振興室

2 縦覧期間

自 平成 18 年 3 月 31 日

至 平成 18 年 5 月 2 日

（平成 18 年 3 月 31 日 揭示済）

津市学校運営協議会規則をここに公布する。

平成18年3月27日

津市教育委員会委員長 佐々木 典夫

津市教育委員会規則第38号

津市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定による津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する小学校、中学校又は幼稚園（以下「指定学校」という。）への学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を図ることにより、地域と学校とが信頼関係を深め、子供たちの豊かな学びと育ちの創造を目指すため、指定学校ごとに協議会を置く。

(指定学校の指定等)

第3条 教育委員会は、指定学校を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者及び当該学校の校長又は園長（以下「校長等」という。）の意見を聴く機会を設けるものとする。

2 指定学校の指定に当たっては、校長等からの申請によることができる。

3 指定の期間は、3年とし、再指定をすることができる。

(協議会)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員の任命は、指定学校の校長等の推薦に基づき行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

（委員の解任）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 前条第3項の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障のため職務の遂行ができないとき。
- (4) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき。

（会長等）

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ互選により選任された委員がその職務を代理する。

（会議等）

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の庶務は、指定学校において処理する。

（協議会の承認事項）

第9条 法第47条の5第3項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組織編成に関すること。
- (2) 施設管理に関すること。

（運営事項に関する評価）

第10条 協議会は、指定学校の運営に関する事項について、適切な時期に、適切な方法により評価を行い、その結果を指定学校の所在する地域の住民や指定学校の生徒、児童又は幼児の保護者等に対して公表するものとする。

（組織、活動等の公表）

第11条 協議会は、その組織、活動等について、適切な時期に、適切な方法により、指定学校の所在する地域の住民や指定学校の生徒、児童又は幼児の保護者等に対して公表するものとする。

（指定の取消し）

第12条 法第47条の5第7項の規定に基づき教育委員会が協議会の指定を取り消さなければならない事由は、次のとおりとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての意思形成が行えないと認められる場合
(運営等)

第 13 条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(津市学校運営協議会を設置する学校の指定に関する規則の廃止)
- 2 津市学校運営協議会を設置する学校の指定に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 14 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に津市学校運営協議会を設置する学校の指定に関する規則の規定によりなされた指定学校の指定は、この規則の相当規定によりなされた指定学校の指定とみなす。

(平成 18 年 3 月 27 日 揭示済)